

遊泳用プール水の検査について

衛生水準を確保する観点から、水質基準、施設基準、維持管理基準が定められています。

【 水質基準 】

「遊泳用プールの衛生基準」平成 19 年 5 月 28 日健衛発第 0528003 号

	項目	水質基準	検査頻度
1	水素イオン濃度	pH5.8～8.6 であること	毎月 1 回以上
2	濁度	2 度以下であること	毎月 1 回以上
3	過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L 以下であること	毎月 1 回以上
4	遊離残留塩素濃度	0.4mg/L 以上であること また 1.0mg/L 以下であることが 望ましいこと	毎日午前中 1 回以上 午後 2 回以上
5	大腸菌	検出されないこと	毎月 1 回以上
6	一般細菌	200CFU/mL 以下であること	毎月 1 回以上
7	総トリハロメタン	おおむね 0.2mg/L 以下であることが 望ましいこと（暫定目標値）	毎年 1 回以上 通年営業又は夏季営業のプールにあつては 6 月から 9 月までの時期、それ以外の時 期に営業するプールにあつては水温が高め の時期とすること

【 施設基準 】

「遊泳用プールの衛生基準」平成 19 年 5 月 28 日健衛発第 0528003 号

	項目	基準値
循環ろ過装置の処理水	濁度	0.5 度以下であること (0.1 度以下が望ましいこと)

【 維持管理基準 】

「遊泳用プールの衛生基準」平成 19 年 5 月 28 日健衛発第 0528003 号

	項目	維持管理基準	検査頻度
1	レジオネラ属菌	検出されないこと（10CFU/mL 未満）	毎年 1 回以上

※気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年 1 回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認する。